

香川県自然環境保全条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月11日

香川県知事 浜 恵 造

## 香川県規則第41号

### 香川県自然環境保全条例施行規則等の一部を改正する規則

(香川県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第1条 香川県自然環境保全条例施行規則(昭和49年香川県規則第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別地区内の行為の許可基準)</p> <p>第14条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>a～u 略</p> <p>v 電気事業法(昭和39年法律第170号) <u>第2条第1項第18号</u>に規定する電気工作物(火力発電所を除く。)</p> <p>w～zの8 略</p> <p>エ・オ 略</p> <p>(2)～(14) 略</p>	<p>(特別地区内の行為の許可基準)</p> <p>第14条 条例第18条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 工作物を新築すること。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>a～u 略</p> <p>v 電気事業法(昭和39年法律第170号) <u>第2条第1項第16号</u>に規定する電気工作物(火力発電所を除く。)</p> <p>w～zの8 略</p> <p>エ・オ 略</p> <p>(2)～(14) 略</p>

(香川県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第2条 香川県福祉のまちづくり条例施行規則(平成8年香川県規則第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>別表第1(第2条、第6条関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th>公共的施設の区分</th><th>公 共 的 施 設</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 建築物</td><td>(1)～(4) 略</td></tr></tbody></table>	公共的施設の区分	公 共 的 施 設	1 建築物	(1)～(4) 略	<p>別表第1(第2条、第6条関係)</p> <table border="1"><thead><tr><th>公共的施設の区分</th><th>公 共 的 施 設</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 建築物</td><td>(1)～(4) 略</td></tr></tbody></table>	公共的施設の区分	公 共 的 施 設	1 建築物	(1)～(4) 略
公共的施設の区分	公 共 的 施 設								
1 建築物	(1)～(4) 略								
公共的施設の区分	公 共 的 施 設								
1 建築物	(1)～(4) 略								

(5) 小売電気事業、ガス小売事業又は認定電気通信事業を営む店舗 (6)～(26) 略	(5) 一般電気事業、一般ガス事業又は認定電気通信事業を営む店舗 (6)～(26) 略
2～5 略	2～5 略

(みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則の一部改正)

第3条 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則（平成15年香川県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(協議を要しない土地開発行為)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略 ア～ク 略</p> <p>ケ ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物（<u>同条第5項に規定する一般ガス導管事業の用に供するものに限る。</u>）</p> <p>コ・サ 略</p> <p>シ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業又は同項第10号に規定する送電事業の用に供する同一項第18号に規定する電気工作物</p> <p>ス～タ 略</p> <p>(4)～(6) 略</p>	<p>(協議を要しない土地開発行為)</p> <p>第3条 条例第16条第2項第4号の規則で定める土地開発行為は、次に掲げる土地開発行為とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる施設を設置するために行われる土地開発行為 ア～ク 略</p> <p>ケ ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物（<u>同条第8項に規定する大口ガス事業の用に供するものを除く。</u>）</p> <p>コ・サ 略</p> <p>シ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第1号に規定する一般電気事業、同項第3号に規定する卸電気事業又は同項第5号に規定する特定電気事業の用に供する同一項第16号に規定する電気工作物</p> <p>ス～タ 略</p> <p>(4)～(6) 略</p>

(香川県希少野生生物の保護に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 香川県希少野生生物の保護に関する条例施行規則（平成18年香川県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(捕獲等の禁止の適用除外)</p> <p>第5条 略</p>	<p>(捕獲等の禁止の適用除外)</p> <p>第5条 条例第11条第2号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。</p>

(1)～(3) 略

(4) 略

ア～ニ 略

ヌ 水力、火力又は原子力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良又はこれらのため必要な工作物の設置若しくは改良及び送電変電施設の整備、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第11項に規定するガス事業又は工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第4項に規定する工業用水道事業を行う者が行う保安の確保のために必要な行為

ネ～ヒ 略

（指定希少野生生物保護区における許可を要しない行為）

第12条 略

(1) 略

ア～ヌ 略

ネ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第18号に規定する電気工作物を改築し、又は増築すること（その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。

ノ～ヤ 略

(2)～(10) 略

（立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為）

第14条 略

(1)～(5) 略

(6) 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物、ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物、熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第4項に規定する熱供給施設又は工業用水道事業法第2条第6項に規定する工業用水道施設の保安のための行為

(7)～(9) 略

(1)～(3) 略

(4) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をすることであって次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。）。

ア～ニ 略

ヌ 水力、火力又は原子力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良又はこれらのため必要な工作物の設置若しくは改良及び送電変電施設の整備、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第10項に規定するガス事業又は工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第4項に規定する工業用水道事業を行う者が行う保安の確保のために必要な行為

ネ～ヒ 略

（指定希少野生生物保護区における許可を要しない行為）

第12条 条例第18条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

ア～ヌ 略

ネ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気工作物を改築し、又は増築すること（その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。

ノ～ヤ 略

(2)～(10) 略

（立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為）

第14条 条例第19条第4項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) 略

(6) 電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気工作物、ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物、熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第4項に規定する熱供給施設又は工業用水道事業法第2条第6項に規定する工業用水道施設の保安のための行為

(7)～(9) 略

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 第2条の規定による改正後の香川県福祉のまちづくり条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に工事に着手する特定施設の新築等について適用し、同日前に着手した特定施設の新築等については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に第3条の規定による改正前のみどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則第3条第3号ヶ又はシに掲げる施設を設置するために行われる土地開発行為（第3条の規定による改正後のみどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則第3条第3号ヶ又はシに掲げる施設を設置するために行われるものを除く。）を行っている土地開発事業者は、当該土地開発行為についてみどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（平成14年香川県条例第2号）第16条第1項の規定による協議を行ったものとみなす。